

ケニア・キクユ族の親族制度と子どものネーミング・ルール

ガンガ 伸子* ガンガ サイモン ピーター**

(平成24年10月31日受領)

The Kinship System and Rule for Naming Children
in Kikuyu People of Kenya

Nobuko NGANGA* Peter S. NGANGA*

(Received October 31, 2012)

1. 緒言

東アフリカに位置するケニア共和国は、50を超える部族からなる多民族国家である。ケニアセンサス2009年¹⁾によると、全人口3,861万人のうち、キクユ族(Kikuyu, Gikūyū)は17.2%を占める最大部族である。キクユ族はバンツ系²⁾の農耕民で、主にケニア中央部に住み、最初に近代化の過程をたどり、生活様式においては部族の伝統や風習が薄れつつあるが、子どもの命名に関するユニークなルールは今日も受け継がれている。

日本では、名前は「姓」と「名」、欧米では、ファーストネーム(first name or given name)、ミドルネーム、ラストネーム(family name or surname)という構成が一般的であるが、アフリカなど広範囲の地域において、多様な名前のつけ方が存在し、その名前はその人が属する社会集団、民族、宗教、地域の文化を反映したものである。キクユ族には、基本的に代々固定した姓(family name)というものがなく、姓に相当するラストネームには、父親の個人名がつけられる。ミドルネームに位置する個人名には重要な意味があり、子どもの個人名は父方・母方の祖父母の名前を相続してつけられる。個人名の相続のしかたには一定の法則性があり、それによって、キクユ族の親族集団としてのアイデンティティを継承するという役割を果たしている。キクユ族がユニークなネーミング・ルールをもつことはよく知られているが、その背景にある親族制度との関連性や様々なバリエーションについては、ほとんど言及されてこなかった。

そこで、本研究では、キクユ族の親族制度とネーミング・ルールの特徴を明らかにすることを目的とする。はじめに、ユニークなネーミング・ルールの背景にある部族の起源と親族制度の特徴を示す。次に、子どもの命名の基本ルールとそのバリエーションとして、年齢集団名と個人名が入れ替わる場合、シングル・マザー、再婚、他の部族との結婚、上の子どもの亡くなった後に誕生した子どもの命名の事例をヒアリング調査の結果から紹介していく。

2. キクユ族の起源と親族制度

ケニア人の83.0% (プロテスタント47.7%, カトリック23.5%, その他のクリスチャン

* 長崎大学教育学部

** 米国経営コンサルタント

11.9%) がキリスト教徒なので²⁾、ファーストネームに相当するところはクリスチャン名、次に、祖父母から相続した名前をつけるという個人名、最後に父親の個人名をつけるという構成が一般的である。相続した名前(個人名)は、ファミリーネームというよりも大きなリネージ(lineage)である血族集団のアイデンティティという意味をもつ³⁾。

そこで、キクユ族の部族組織および親族制度の特徴について述べることから始めることとする。

キクユ族の部族組織は、ニョムバ(nyumba or nyomba)と呼ばれる家族単位、同じ敷地内に暮らすいくつものニョムバの結合により形成される拡大家族(mucii)、その上には、バリ(mbari)と呼ばれるサブクラン、さらにムヒリガ(muhiriga)というクラン(氏族)が層をなすという構造となっている。これは、血縁を基礎とする縦の繋がりであり、それにリーカ(riika)という年齢集団が各バリを横断的に結び付け、より部族全体の一体化を強固にするような部族組織を形成している。

このようなキクユ族の部族組織および親族制度を理解するうえで、文字文化をもたなかったキクユ族にとって、部族伝説は欠かせないものである。ジョモ・ケニヤッタ初代大統領は民族学者としても知られるが、彼のキクユ族研究⁴⁾などから、キクユ族の始まりと親族制度の成り立ちを要約する。

キクユ族の伝説を簡単に述べると、創造主モガイ(Ngai または Mogai) は部族の創始者ギクユ(Gikuyu) に土地や動物が与え、見回りの旅に出た時の休憩所、または奇跡のしるしとしてケニア山(Kirinyaga) をつくった。モガイはまた、ギクユにムンビ(Mumbi) という名の妻を与え、二人の間には9人の娘ができた。しかし、後継ぎとなる男の子ができず絶望したギクユは、これについてモガイに教えを仰ぎ、モガイの命ずるとおりにして待っていると、9人の若者が出てきて、ギクユの全ての娘が喜んでその若者らと結婚し、それぞれが家族を形成した。娘たちのすべての家族が、母親のムンビを記念して、ムンビの家族集団(Mbari ya Mumbi) という意味の共通の名前をつけた。ギクユの娘たちの結婚によってできた9つの家族は、両親(ギクユとムンビ)と一緒に暮らし続けた。年月がたつと、ギクユとムンビには大勢の孫とひ孫ができ各家族員数は急速に増加した。

ギクユとムンビの死後は、それぞれの家族集団の員数が増えすぎ、一緒に暮らすことができなくなったため、9人の娘は子孫全員を集めて、彼女らの名前のクラン(氏族)を作ることを決めた。こうして、9つの重要なクランができた。9つのクランの名前と娘の名前は、①Anjiru-Wanjiru ②Ambui-Wambui ③Aceera-Njeri ④Anjiku-Wanjiku ⑤Aithaga-Nyambura ⑥Airimu-Wairimu ⑦Aitherandu-Waithira ⑧Angare-Wangari ⑨Angui-Wanguiである。この他に、10番目のクラン(Aicakamuyu)もある。キクユ族には、生きとし生けるものには、正確な数を附与してはならないとして、最後まで数を数えることを忌み嫌う伝統があり、そのため9人の娘の名は10のクランに継承されている。

このように、キクユ族の親族制度が、ムンビの家族集団から拡大し、さらにこれらの集団全体が互いに連帯的に行動し、大家族の成員と考える強い親族のきずなが必要と考え、ムンビの子どもまたは人びと(Rorere rwa Mbari ya Mumbi) という意味の大集団がつくられた。何世代かは、女性がそれぞれの家族集団とクランの長となり、女系社会を維持してきたが、言い伝えでは、女性支配に憤激した男性組織の反乱により男系社会に変化したとなっている。女系社会から男系社会への転換により、部族の名前は、ギクユの子どものた

ち (Rorere rwa Mbari ya Gikuyu) という意味に変えられたが、クランの名前は、女性たちの抵抗にあい、男性の名前に変えることができず、部族の創始者ギクユの9人の娘の名前が残されることになった。

以上が、キクユ族の起源とそれに基づくバリとクランの親族制度の基礎である。これに加えて、どのバリとクランに属そうとも、成人した男女全員がリーカ (riika) という横断的な年齢集団¹に属し、キクユ族全体の連結を緊密にするための年齢制度により、各世代において安定的で強固な部族組織を形成した。

3. キクユ族のネーミング・ルール

1) 基本ルール

個人名 (ミドルネーム) は、一定のルールに従い、父方・母方の祖父母の名前をつける。図1にキクユ族の名前の相続のルールを示しているが、長男には父方の祖父の名前 A、長女には父方の祖母の名前 B がつけられる。次男には母方の祖父の名前 C、次女には母方の祖母の名前 D をつけられる。このように祖父母の名前を2代ごとに繰り返すことになる。男女2人ずつの4人の子どもがいると、夫婦の両親の名前がそっくり受け継がれる。よくキクユの夫婦が子どもは4人ほしいと言うのは、夫婦双方の両親の名前を受け継ぎたいという希望からである。

もし、子どもが5人以上いる場合には、三男は父方の一番上の叔父の名前 E、三女は父方の一番上の叔母の名前 F が付けられる。さらに、それ以上の子どもがいる場合は、母方の一番上の叔父、叔母、父方の次の叔父、叔母というように、名前を相続していく。

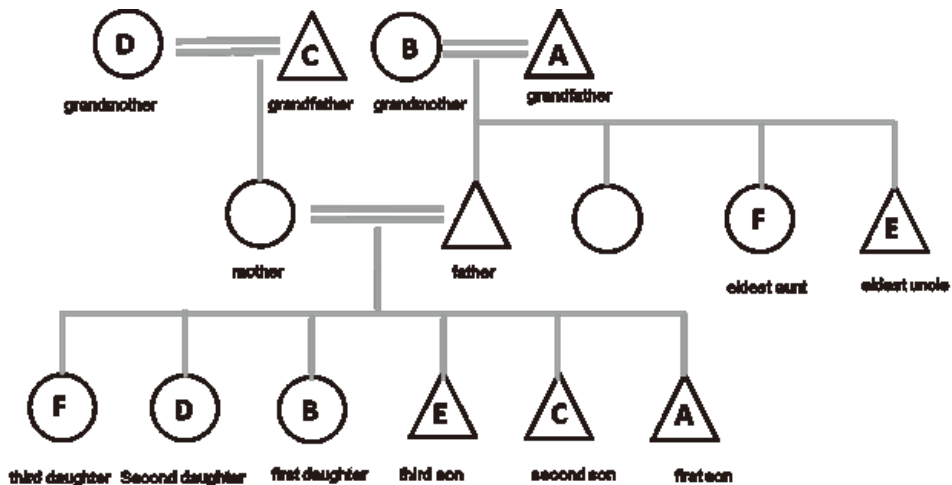


図1 キクユ族のネーミング・ルールの基本

また、ラストネームとして父親の個人名をつけるので、筆者自身の例であるが、図2に示すように、祖父の個人名が Nganga、ラストネームが Ndungu の場合、本人 (長男) の

¹ 年齢集団とは、一定期間に割礼を受けた年齢集団という意味である。

個人名は父方の祖父の個人名 Nganga を相続するので、Nganga となる。これに、ラストネームは、父親の個人名をつける。つまり、祖父の個人名 Nganga は父のラストネームとなり、父の個人名 Ndungu が本人のラストネームになる。結果、父親と長男の名前は、ミドルネームとラストネームが逆になっただけとなる。このように、父と長男の名前は二代ごとに繰り返されていく。なお、女性の場合は、結婚すると、ラストネームは夫の父親の個人名に変えることになる。

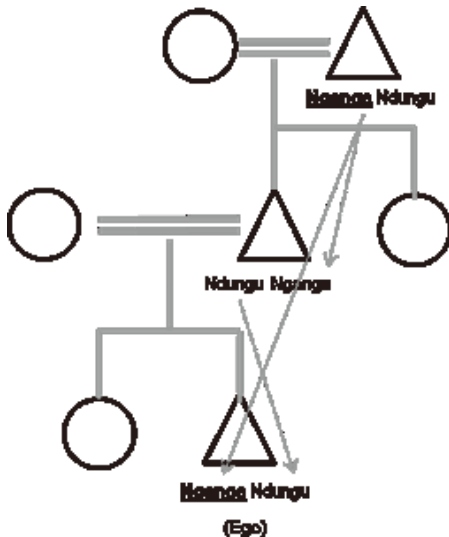


図2 二世代ごとの名前の繰り返し

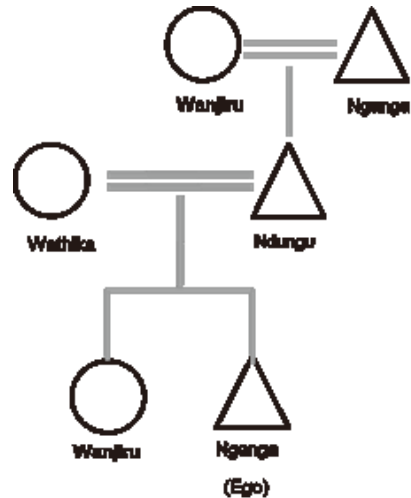


図3 名前が示す所属クラン

キクユ族は、このようなネーミング・ルールをもつため、名前数は多くならず、家族集団のなかで同じ名前の人が何人もでてくることになる。

なぜ、このような名前の相続がなされてきたかという理由として、ギクユとムンビという夫婦からスタートしたキクユ族が、文字文化を持たなくても、また、一夫多妻制を採用し複雑な家族関係をもっているにもかかわらず、名前の相続により、綿々と自出集団のアイデンティティを持ち、その系統を保ち続けるためということが考えられる。

また、ギクユの9人の娘から始まったクランは植民地支配以前の土地保有⁵⁾において重要な役割を果たしたが、現代では、クランというものはほとんど形骸化しているにもかかわらず、自出のクランがどれであるかを、親族集団の中の名前が教えてくれる。次も、筆者自身の例であるが、祖母の個人名が Wanjiru であり、祖母の個人名を相続した妹も Wanjiru であることから、所属クランはアンジル (Anjiru) であることがわかる。クランもネーミング・ルールに組み込まれている。

以上が、キクユ族のネーミング・ルールの基本であるが、いくつかのバリエーションについて、中央州 (Central Province) キアンブ県 (Kiambu District) 在住のキクユ族の人びと10名に、電話による聞き取り調査を行った。調査期間は、2012年1月-6月である。

2) 年齢集団の名前に入れ替わる場合（伝統的な名前の変更例）

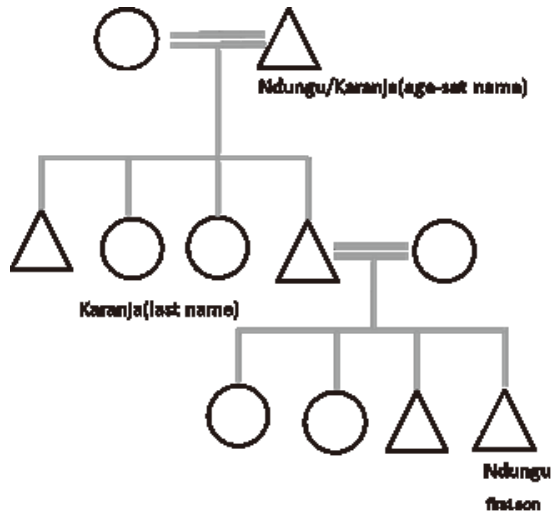


図4 年齢集団の名前と入れ替える場合

先述したように、キクユ族は、伝統的に横断的な年齢制度であるリーカ（riika）の組織の結びつきが強固で、伝統的には、さまざまな年齢集団が政治・社会・宗教・経済生活のなかで協力して行動し、各世代のなかでキクユの部族組織を安定させる役割を果たしていた。イルア（irua）と呼ばれる割礼の儀式を通じてできる年齢集団ごとに、その時代に起こった出来事を示す名前が付けられており、この年齢集団の名前により、キクユ族の歴史が記録され伝承してきた。例えば、中央州キアンブ県において、1891年の年齢集団の名前は“Mutungu（天然痘）”で、この地域にはじめて天然痘が入ってきたことを示し、1889年は“Ngigi（イナゴ）”で、イナゴが大量発生し農作物を食べつくし飢饉になったことを意味する。正式に英国の植民地に宣言された1920年の年齢集団の名前は“Iguta Kibandi（身分証明書）”となっており⁶⁾、その時々々の年齢集団の名前によって、病気の流行や飢饉、歴史的な出来事が記録され、キクユ族の歴史が保存されてきたのである。このように、キクユ族にとっては年齢集団の名前も非常に重要な意味をもつため、かつては、個人名の代わりに年齢集団の名前を使うこともあった。図4のケースは、もともと個人名はNdunguで、年齢集団の名前はKaranjaであった。彼の子どもたちのラストネームは、父の個人名を用いるので、正式にはNdunguとなるが、このケースでは個人名ではなく年齢集団の名前Karanjaを用いた。父が年齢集団Karanjaのほうに、愛着をもっていたためである。その次の世代（孫）の個人名は、KaranjaでもNdunguでもどちらでもよいのであるが、親の意志により正式名のNdunguのほうを継承した。

3) 未婚の母の子どもの場合

人口動態統計の未整備のため、正確な統計データを示すことはできないが、キクユ族の結婚は、婚資（bride-wealth）交渉の合意により成立し、交渉に長期間かかってしまい未婚の母になることも多くみられた。今日においても、婚資制度はキクユ族の結婚に大きな影

響を与えている⁷⁾。婚資の準備ができない場合の他、避妊や妊娠の知識の欠如、中絶を禁止するキリスト教の宗教的観念などが関係し、シングル・マザーが増え続けていると言われている。2008-09年の統計“Demographic and Health Survey”によると、第1子出産年齢は19.8歳（25-49歳の中央値）⁸⁾で、初婚年齢20.0歳（25-49歳の中央値）⁹⁾を下回っていることから、シングル・マザーがいかに多いかが想像に難くない。

図5に示すように、シングル・マザーの子どもが男子であった場合は、父方の祖父の個人名Aではなく母方の祖父の個人名Cを相続することになる。これは、先にキクユ族の起源と親族制度について述べたが、キクユ族は父系制を厳格に守っているため、非嫡出子となる場合は、父方の祖父の名前を相続することができず、やむを得ず母方の祖父の名前を相続する。なお、未婚のシングル・マザーに2人以上の子どもがいる場合も、基本ルールに従うが、母方だけから名前を相続していく。また、シングル・マザーの子どもが女子であった場合も、父方の祖母の個人名ではなく母方の祖母の個人名を相続することになる。

さらに、未婚の母の子どもが結婚し、子どもが誕生した場合のこの子どもの名前は、基本ルールのとおりであるが、次男が個人名をもらう母方の父親が存在しないので、それはスキップして、その次からは基本ルールに従う。シングル・マザーの子ども同士が結婚した場合も、母方の父の存在をスキップするだけで、基本ルールに従うことになる。

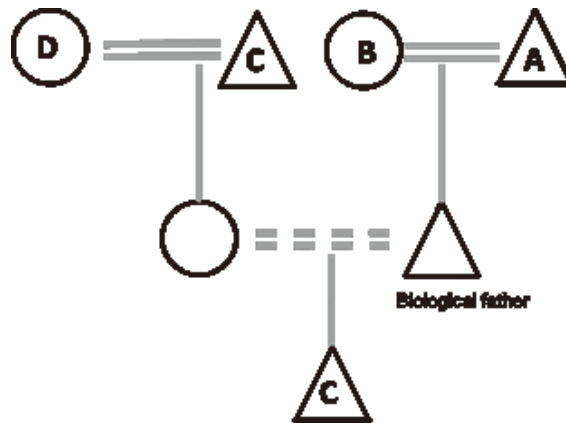


図5 未婚の母の子どもの場合

4) 母が子連れ再婚した場合

図6の枠で囲む部分内に示すように、母が長男を連れて再婚し、その後、子どもが生まれた場合、基本的に、3) 未婚の母の子どもの場合と同じ考え方で、父系血統主義により、再婚後に生まれた二男が父方の祖父の名前Aを相続する。そのあとの子どもの個人名は、基本ルールに従う。この事例では、母の再婚後、長男は母の再婚者である継父のもとで、他の兄弟たちと分け隔てなく育てられ、長男は育ての父に対して尊敬心を持ち、育ててもらったことへの感謝の気持ちを抱いていた。やがてその長男が結婚し子どもができた時に、その子どもの名前は、育ての父への尊敬心をもつ長男の意思によって、長男の実父側の名前ではなく、育ての父親側（母が再婚した夫方）の名前Eを相続していく。

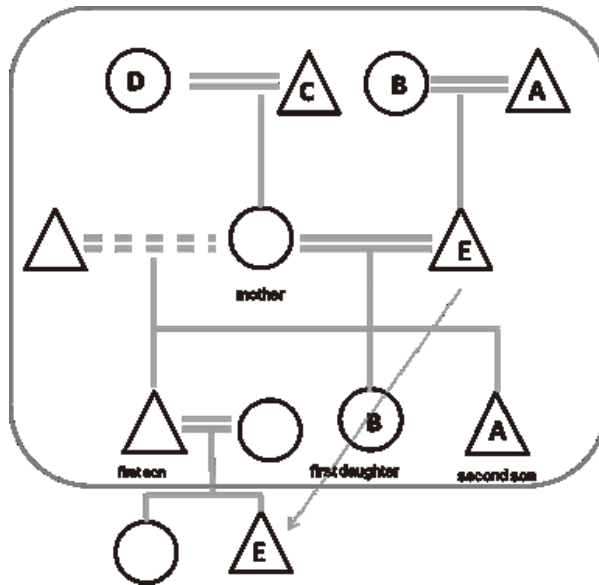


図6 母が再婚した場合の子どもの名前

5) キクユ族以外の部族と結婚した場合

キクユ族以外の部族と結婚した場合は、未婚の母や再婚と同じように、キクユ族の父系の血統主義により、キクユ族である父方からだけ個人名を相続することになる。図7に示すように、長男には父方の祖父の個人名 A、次男には父方の一番上の叔父の個人名 C、長女には父方の祖母の個人名 B を相続させる。

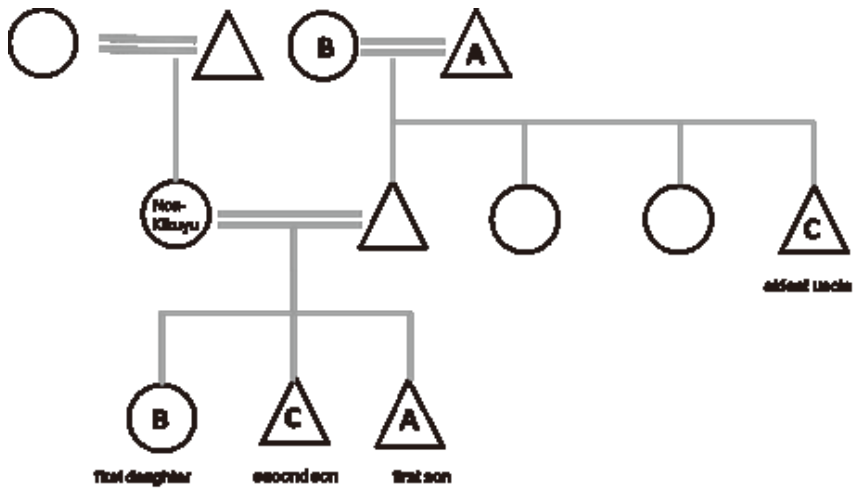


図7 キクユ族以外の女性と結婚した場合の子どもの名前

6) 子どもの死亡後に誕生した子どもの場合

父方の祖父の名前 A を相続した長男が亡くなり、その後、男子（次男）が誕生した場合、基本ルールに従い、父方の祖父の名前 A を相続する。しかしながら、先に死亡した子どもと同じ名前を再びつけることに、両親は不安を覚える。長男と同じ不幸が、次男に繰り返されるのではないかと恐れるからである。そこで、図 8 に示すように、次男の正式な名前は A としておき、カリウキ (Kariuki) というニックネームをつける。カリウキという名には、「生まれかわり」という意味がある。カリウキ以外のニックネームをつけることもある。普段も、公式にも、カリウキというニックネームを使い、もともとの A という名前は使用しない。

やがて、カリウキ（もともとは A）という名前の次男が結婚し子どもができ、子どものラストネームに父親の個人名をつける時に、祖父から相続した A という名前を使うこともあれば、カリウキというニックネームのほうを使うこともある。

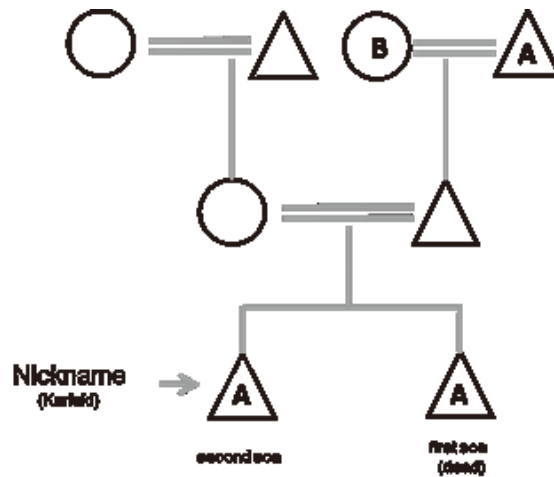


図 8 子どもの死亡後に誕生した子どもの個人名

以上、キクユ族の親族制度とネーミング・ルールの基本とバリエーション（年齢集団の名前と個人名が入れ替わり、未婚の母の子どもの場合、母が子連れ再婚した後にできた子どもの場合、キクユ族以外の部族と結婚して誕生した子ども場合、子どもの死亡後に誕生した子どもの場合）の実際例について紹介した。

4. まとめ

本研究では、キクユ族の親族組織と子どもの個人名のネーミング・ルールおよびそのバリエーションについて、文献や伝承されてきた話から、また、中央州キアンプ県在住のキクユ族の人々からの聞き取り調査をもとに整理した。

基本的には、男の子の個人名（ミドルネーム）は、父方と母方の祖父から出生順に相続し、女の子の個人名も父方と母方の祖母から出生順に相続する。キクユ族はギクユの 9 人の娘から家族集団が拡大し、女系社会を形成した後、男性の抵抗により男系社会に転じたが、クラン名はギクユの娘の名が残されたという部族伝説が示すように、父系社会にあっても

母系制が根付いている部族社会であると言えよう。それが、子どもの個人名の相続の上では、基本的には、父方と母方の双方から交互に名前を受け継ぐという公平さにつながったものと思われる。また、二世代ごとに個人名が繰り返してつけられることにより、常にリネージを意識するようにネーミング・ルールの仕組みに取り込まれていた。シングル・マザーの子どもなどのいくつかのバリエーションについても、名前の被相続人が不在のため、そこをトバして次から相続するという以外は、基本ルールに従っていた。このようにネーミング・ルールに従いつつも、伝統的にみられた年齢集団の名前と個人名が入れ替わるようなケースや、先の子どもが亡くなった後で誕生した子どもにニックネームをつけるなど、親の意思によって自由に子どもの名前を選択できるという余地もみられた。

引用文献

- 1) Kenya National Bureau of Statistics. "Ethnic Affiliation, Kenya Census 2009".
<http://www.knbs.or.ke/censusethnic.php>, (accessed 2012-10-22).
- 2) Kenya National Bureau of Statistics. "Religious Affiliation, Kenya Census 2009".
<http://www.knbs.or.ke/censusethnic.php>, (accessed 2012-10-22).
- 3) アジア経済研究所. 第3世界の姓名 人の名前と文化. 明石書店, 1994, p. 282-285
- 4) J. ケニヤッタ. ケニア山のふもと. 理論社, 1962, p.17-22
- 5) Wanjiku M.K. Agikuyu. The Rosen Publishing Group, 1995, p.20
- 6) Kenya National Bureau of Statistics. "Event calendars".
Kenya Population Census 1989, p.15
- 7) Adams, B.N.; Mburugu, E. Kikuyu bridewealth and polygyny today.
Journal of Comparative Family Studies. 1994, vol.25, Issue 2, pp.159-166
- 8) Kenya National Bureau of Statistics and USAID. "Fertility level, trend, and differentials".
2008-09 Kenya Demographic and Health Survey., p.54.
<http://www.usaid.gov/cgi-bin/goodbye?url=http://www.measuredhs.com/pubs/pdf/FR229/FR229.pdf>, (accessed 2012-10-22).
- 9) Kenya National Bureau of Statistics and USAID. "Other proximate determinants of fertility".
2008-09 Kenya Demographic and Health Survey., p.83.
<http://www.usaid.gov/cgi-bin/goodbye?url=http://www.measuredhs.com/pubs/pdf/FR229/FR229.pdf>, (accessed 2012-10-22).